

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】令和3年1月21日(2021.1.21)

【公表番号】特表2020-500545(P2020-500545A)

【公表日】令和2年1月16日(2020.1.16)

【年通号数】公開・登録公報2020-002

【出願番号】特願2019-531100(P2019-531100)

【国際特許分類】

A 0 1 K 61/13 (2017.01)

A 0 1 N 25/00 (2006.01)

A 0 1 P 7/04 (2006.01)

A 0 1 N 51/00 (2006.01)

A 0 1 M 1/20 (2006.01)

A 2 3 K 50/80 (2016.01)

【F I】

A 0 1 K 61/13

A 0 1 N 25/00 1 0 2

A 0 1 P 7/04

A 0 1 N 51/00

A 0 1 M 1/20 A

A 2 3 K 50/80

【手続補正書】

【提出日】令和2年12月4日(2020.12.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

水中の魚から外寄生生物を除去する非治療的方法であって、

(i) 前記魚から前記外寄生生物を除去するためにネオニコチノイドを前記魚に投与するステップと、

(ii) 除去された前記外寄生生物を含む水を交換水と交換し、その結果、前記除去された外寄生生物及び前記魚を分離するステップと、

を含み、

前記外寄生生物はウオジラミであり、さらに、

前記ネオニコチノイドは、飼料内投与のために構成又は処方されない、非治療的方法。

【請求項2】

前記ネオニコチノイドは、1～500ppm、1～200ppm、20～200ppm、1～64ppm、10～64ppm、10～50ppm、50ppm以上、100ppm以上、又は200ppm以上のw/vの濃度で前記魚に投与される、請求項1に記載の非治療的方法。

【請求項3】

前記魚は、サケ、マス、チャー、又はクリーナーフィッシュである、請求項1又は請求項2に記載の非治療的方法。

【請求項4】

前記ネオニコチノイドは、致死未満量及び/又は致死未満時間与えられる、請求項1乃

至3のいずれか一項に記載の非治療的方法。

【請求項5】

前記ネオニコチノイドは、イミダクロプリド、クロチアニジン、アセタミプリド、ニテンプラム、ニチアジン、チアクロプリド若しくはチアメトキサム、又はその薬学的に効果的な塩若しくはエステルである、請求項1乃至4のいずれか一項に記載の非治療的方法。

【請求項6】

(i i i) 環境への前記除去された外寄生生物の放出を防ぐステップをさらに含む、請求項1乃至5のいずれか一項に記載の非治療的方法。

【請求項7】

前記除去された外寄生生物の放出を防ぐステップは、前記除去された外寄生生物を含む水の試料から前記外寄生生物を収集することを含む、請求項6に記載の非治療的方法。

【請求項8】

任意選択で前記外寄生生物を濃縮した後に、生きているままの除去された外寄生生物を死滅させるステップをさらに含む、請求項1乃至7のいずれか一項に記載の非治療的方法。

【請求項9】

魚の外寄生生物感染を処理するためのネオニコチノイドの使用であって、前記ネオニコチノイドは、180分以下、120分以下、60分以下、30分未満、20分未満、15分以下、10分未満、又は5分以下前記魚に投与され、前記外寄生生物はウオジラミであり、前記外寄生生物は、前記ネオニコチノイドの投与によって前記魚から除去され、さらに、前記ネオニコチノイドは、飼料内投与のために構成又は処方されない、使用。

【請求項10】

前記ネオニコチノイドは、1～500ppm、1～200ppm、20～200ppm、1～64ppm、10～64ppm、10～50ppm、50ppm以上、100ppm以上、又は200ppm以上のw/vの濃度で前記魚に投与される、請求項9に記載の使用。

【請求項11】

前記魚は、サケ、マス、チャー、又はクリーナーフィッシュである、請求項9又は請求項10に記載の使用。

【請求項12】

前記ネオニコチノイドは、イミダクロプリド、クロチアニジン、アセタミプリド、ニテンプラム、ニチアジン、チアクロプリド若しくはチアメトキサム、又はその薬学的に効果的な塩若しくはエステルである、請求項9乃至11のいずれか一項に記載の使用。

【請求項13】

前記ネオニコチノイドは、致死未満量及び/又は致死未満時間与えられる、請求項9乃至12のいずれか一項に記載の使用。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

好ましくは、ネオニコチノイドは、飼料内 (i n - f e e d) 投与のために構成又は処方されない。